

森林環境譲与税を活用した取組



森林整備緊急対策支援事業

目的

森林の有する公益的機能の早期回復に資するため、間伐や森林作業道整備等の取組を支援する。

【事業内容等】

事業区分	補助の内容等	補助額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育間伐 ・ 搬出間伐 	1 施行地当たりの面積は、0.1ha以上とし、本数間伐率でおおむね30%とする。	県標準単価＋森林保険加入費用＋代理申請手数料 ※搬出間伐はha当たりの搬出材積により標準単価から減額あり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林作業道整備 	間伐材搬出等林業経営のため必要な森林作業道を対象とする。	1.開設：3,000円/m 2.路面整備：400円/m 3.災害復旧：事業費の90%以内、上限50万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪畔林整備 	溪流周囲の荒廃人工林を対象とし、伐採や植栽、下刈り等を対象とする。	事業に要する経費の100%以内
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能林業機械導入 	ハーベスタ、フェラーバンチャ等の林業機械の購入費用を対象とする。	購入費用の10%以内。ただし、補助の上限額は200万円

【事業実績】

事業区分		事業量	補助額	備考
森林作業道整備	路面整備	17,830m	7,132千円	6路線
	災害復旧	5箇所	1,536千円	3路線
溪畔林整備		1箇所	1,830千円	縦ノ木山
合計			10,498千円	

